

新潟県立月ヶ岡特別支援学校見附分校 令和8年度 いじめ防止基本方針

当校では、すべての教師が、「いじめほどの学校でも、どの生徒にもおいても起こり得る」という認識を強くもち、「いじめを生まない・いじめを許さない」安心で安全な学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

いじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ・不登校等対策委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関とも連携しながら、様々な教育活動を通しいじめ防止につながる発達支持的生徒指導やいじめ未然防止教育を行います。

いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け全教師が情報を共有し組織的に対応します。特に、重大事態が発生した場合には、県教育委員会に報告するとともに、所轄の警察署等の関係機関に相談・通報し、連携しながら対処します。

本基本方針に沿って、「新潟県立月ヶ岡特別支援学校見附分校いじめ防止行動計画」を策定し、教師はその計画に基づいて基本方針の実践に努めます。

◎いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係※1にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響※2を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響の他、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。

★いじめ類似行為の定義（「新潟県いじめ等の対策に関する条例第2条2項」より）

「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

◎ 特に重大事態が発生した場合には、県教育委員会と連携しながら対応し、必要に応じて所轄の警察署等の関係機関にも通報します。

重大事態の定義（「いじめ防止対策推進法 第28条」より）

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

★この基本方針は、国のいじめ防止対策推進法、新潟県いじめ等の対策に関する条例及び新潟県いじめ防止基本方針に基づくとともに、生徒指導提要（改訂版令和4年12月文部科学省）を踏まえて策定した。